(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、スポーツ少年団認定員(JSPO 公認スポーツリーダー)から JSPO 公認コーチングアシスタントに資格の移行を行う指導者、及び JSPO 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)資格を新たに取得する指導者に対し、久留米市スポーツ少年団が指導者資格取得に要する経費の一部を当該年度の予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる資格)

- 第2条 対象となる資格は、次の号のいずれかに該当する資格とする。
 - (1) JSPO 公認コーチングアシスタント
 - (2) JSPO 公認スタートコーチ (スポーツ少年団)

(対象者)

- 第3条 対象者は、当該年度久留米市スポーツ少年団登録者及び次年度登録予定者とする。
 - 2 既に JSPO 公認スポーツ指導者資格 (競技別) を保有しているものは対象外とする。

(補助金の額)

第4条 資格登録料 10,000 円の半額である 5,000 円を補助する。但し、補助金の交付回数は1人 1回、初回のみとする。

(補助金交付申請)

- 第 5 条 補助金の申請は、久留米市スポーツ少年団指導者資格登録料補助金交付申請書(様式 1 号)により、資格移行手続き後または講習会終了後、速やかに行うものとする。
 - 2 前項の申請書に添付しなければならない書類は(1)(2)のいずれか及び(3)とする。
 - (1) JSPO 公認コーチングアシスタント認定証の写し
 - (2) JSPO 公認スタートコーチ (スポーツ少年団) の合格証の写し
 - (3) 身分証明書の写し

(補助金交付の条件)

- 第6条 本部長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部を取り消し、又既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部を返還させることができる。
 - (1) 交付の対象として該当しないことが判明したとき。
 - (2) 指導者として不適当と認められる事実が判明したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - (4) その他本部長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(補助金交付決定通知)

第7条 補助金の交付決定は、久留米市スポーツ少年団指導者資格登録料補助金交付決定通知書 (様式2号)によるものとする。

附則 この要綱は、令和4年7月4日から実施する。